

府政経運第 442 号
令和 5 年 6 月 16 日

経済財政諮問会議議長
岸田 文雄 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公 印 省 略)

内閣府設置法第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第 49 号

当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。